

15 自動車取得税

(1) 新車に関する調

(単位:台,千円)

区 分		新規登録・ 新規検査又は 届出台数 ①	非課税・課 税免除及び 免税点以下 台数 ②	②のうち身 障等にかか る減免台数	課 税 台 数 (①-②) ③	取 得 価 額 ④	低燃費車特 例にかかる 控除額 ⑤	課税標準額 (④-⑤) ⑥	税 額	
自 動 車	普 通 車	28,136	14,477	173	13,659	39,661,834		39,661,834	1,279,055	
	小 型 車	34,208	14,870	633	19,338	29,687,269		29,687,269	877,485	
	小 計	62,344	29,347	806	32,997	69,349,103		69,349,103	2,156,540	
	ト ラ ク ク	けん引車・被けん 引車・貨客兼用車 を除いたもの	5,828	472	-	5,356	35,322,769		35,322,769	830,604
		けん引車	158	21	-	137	1,974,041		1,974,041	40,210
		被けん引車	169	10	-	159	798,116		798,116	24,418
		貨客兼用車	4,856	241	2	4,615	8,960,641		8,960,641	392,668
		小 計	11,011	744	2	10,267	47,055,567		47,055,567	1,287,900
	バ ス	249	53	-	196	2,066,699		2,066,699	46,002	
	特 種 用 途 車	1,803	455	189	1,348	9,059,361		9,059,361	216,915	
合 計	75,407	30,599	997	44,808	127,530,730		127,530,730	3,707,357		
軽 自 動 車	四 輪 乗 用 車	38,768	31,085	136	7,683	9,309,481		9,309,481	131,601	
	四 輪 ト ラ ッ ク	8,396	193	75	8,203	7,383,113		7,383,113	200,359	
	三 輪 車	-	-	-	-	-		-	-	
	合 計	47,164	31,278	211	15,886	16,692,594		16,692,594	331,960	
総 計	122,571	61,877	1,208	60,694	144,223,324		144,223,324	4,039,317		

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「新規登録・新規検査又は届出台数①」は、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局に新規登録・新規検査又は届出があった台数を記載した。
- 「非課税・課税免除及び免税点以下台数②」は、「新規登録・新規検査又は届出台数①」のうち、法第699条の4及び法附則第32条第1項並びに第6項の規定の適用を受けた自動車、条例で課税免除又は減免をした自動車の台数を記載した。
- 「課税台数③」は、「新規登録・新規検査又は届出台数①」のうち自動車取得税を課税された台数を記載した。
- 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分によった。(2)、(3)及び(4)表において同じ。)
- 「特種用途車」とは、緊急自動車、道路維持作業用自動車(ダンプ型、普通荷台型を除く。)、放送宣伝用自動車、霊きゅう車、タンク自動車、ふん尿自動車等いわゆる8ナンバーの自動車をいう。(2)、(3)及び(4)表において同じ。)